

# JIS

## 耐摩耗工具用語

JIS B 0178 : 2020

(JTA/JSA)

令和 2 年 11 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	秋山 進	株式会社デンソー（公益社団法人自動車技術会）
	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市川 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌田 実	東京大学
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	久田 真	東北大学
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 2.11.20

官 報 掲 載 日：令和 2.11.20

原 案 作 成 者：日本機械工具工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 2-25 GYB 秋葉原 TEL 03-3526-6200)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 分類	1
3 用語及び定義	1
3.1 耐摩耗工具に関する一般用語	2
3.2 用途によって耐摩耗工具を区別する用語	6
3.3 耐摩耗工具ごとに用いる用語	6
3.3.1 引抜き工具	6
3.3.2 圧延工具	13
3.3.3 せん断工具	20
3.3.4 鍛造工具	25
3.3.5 金型	30
3.3.6 電子関連部品用工具	34
3.3.7 機械取付部品	35
3.3.8 その他耐摩耗製品	40
附属書 A (参考) 耐摩耗工具で作られる製品	41
参考文献	42
解 説	46
索 引	49

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本機械工具工業会（JTA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）が作成した産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 耐摩耗工具用語

## Wear resistant tools—Terminology

### 1 適用範囲

この規格は、耐摩耗工具で用いる用語及びその定義を規定する。

### 2 分類

耐摩耗工具は、広範囲の製品に用いる種々の被加工材（**図 1** 参照）に応じた工具を総称している。したがって、それらの用語を一律に網羅することは困難であり、よく用いられる基本的な用語を、次の 3 種類に分類して定義する。

- a) 耐摩耗工具に関する一般用語。**3.1** で定義する。
- b) 用途によって耐摩耗工具を区別する用語。**3.2** で定義する。
- c) **3.2** で定義する次の耐摩耗工具ごとに用いる用語。**3.3** で定義する。

- 1) 引抜き工具
- 2) 圧延工具
- 3) せん断工具
- 4) 鍛造工具
- 5) 金型
- 6) 電子関連部品用工具
- 7) 機械取付部品
- 8) その他耐摩耗製品

ここで、要素及びその他の用語があるものは、それも定義する。また、**5)**、**7)**及び**8)**は工具と呼ばないが、他の**1)~4)**及び**6)**と同様な使用目的で用いられることから、この規格では工具として分類した。

なお、耐摩耗工具で作られる製品を、**附属書 A** に示した。

### 3 用語及び定義

この規格で規定する用語及び定義は、次による。

**注記 1** 同じ用語を複数の用途で異なる意味で用いる場合は、用語の前の丸括弧内に用途を示している。常に呼称しない部分も丸括弧内に示している。これらの括弧及び括弧内の語は省略してもよい。さらに、読み方が紛らわしいものは、読み方を用語の下の丸括弧内に平仮名で示している。

**注記 2** 図は、用語の理解をやすくするための一例を示し、形状及び大きさを規定するものではない。また、図中の括弧内の数字は、この規格の用語の番号を示している。

**注記 3** 用語の語源、他規格との関連などを示す方が理解しやすいと思われるものは、注記している。